

2016年11月7日 政省令改正 外為令別表 対象技術

No.	技術	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(1)	輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術		
(2)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十五条第一項	
	(二) 数値制御装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十五条第二項	
(3)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術		
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十五条の2	
(3の2)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(一)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術		
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の三の二の項(二)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十五条の3	
(4)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十六条第一項	○
	(二) ロケット用のアピオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	十六条第二項	
	(三) ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	十六条第三項	○
	(四) オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十六条第四項	○
	(五) 原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十六条第五項	○
(5)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十七条第一項	
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の五の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十七条第二項	
	(三) セラミック又はその材料となる物質の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	十七条第三項	○
	(四) ポリベンゾチアゾール又はポリベンゾオキサゾールの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十七条第四項	
	(五) ビニルエーテルのモノマーを含むゴム状のふっ素化合物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十七条第五項	
	(六) 芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	十七条第六項	
	(七) 複合材料の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	十七条第七項	
	(八) 電波の吸収材又は導電性高分子の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	十七条第八項	
(6)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十八条第一項	○
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の六の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	十八条第二項	
	(三) 数値制御装置又はコーティング装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二の項の中欄に掲げるものを除く。)	十八条第三項	
	(四) 金属の加工用の装置又は工具(型を含む。)の設計又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)から(三)までに掲げるものを除く。)	十八条第四項	
	(五) 液圧式引張成形機(その型を含む。)の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((四)に掲げるものを除く。)	十八条第五項	
	(六) 数値制御装置の附属装置の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十八条第六項	
	(一) 輸出貿易管理令別表第一の七の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十九条第一項	

2016年11月7日 政省令改正 外為令別表 対象技術

No.	技術	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(7)	(二) 輸出貿易管理令別表第一の七の項(十六)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	十九条第二項	○
	(三) 集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	十九条第三項	○
	(四) 超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	十九条第四項	
	(五) 電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	十九条第五項	
(8)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十条第一項	
	(二) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十条第二項	○
(9)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十一条第一項	○
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の九の項(一)から(三)まで又は(五)から(六)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十一条第二項	○
	(三) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十一条第三項	
	(四) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(七の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十一条第四項	
(10)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十二条第一項	
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(二)若しくは(九)から(十一)まで又は一五の項(七)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十二条第二項	
	(三) 光学部品の製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	二十二条第三項	
	(四) レーザー発振器の試験装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)に掲げるものを除く。)	二十二条第四項	
	(五) 削除		
	(六) レードームの設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十二条第五項	
	(七) レーザー光に対する物質の耐久性の試験を行うための装置又はその試験に用いる標的の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十二条第六項	
(11)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十三条第一項	
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項(一)から(四)の二までに掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十三条第二項	
	(三) 削除		
	(四) アピオニクス装置の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十三条第三項	
(12)	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十四条第一項	
	(二) 輸出貿易管理令別表第一の一〇の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十四条第二項	
	(三) プロペラの設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十四条第三項	
	(一) 輸出貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十五条第一項	

2016年11月7日 政省令改正 外為令別表 対象技術

No.	技術	貨物等省令	省令改正 ハフコメ
(13)	(二) 輸出入貿易管理令別表第一の一三の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十五条第二項	
	(三) ガスタービンエンジン又はその部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び(二)並びに一五の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十五条第三項	
	(四) 航空機又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十五条第四項	
	(五) ディーゼルエンジン又はその部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一四の項の中欄に掲げるものを除く。)	二十五条第五項	
(14)	輸出入貿易管理令別表第一の一四の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十六条	
(15)	(一) 輸出入貿易管理令別表第一の一五の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十七条第一項	
	(二) 削除		
	(三) 音波を利用した水中探知装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十七条第二項	
	(四) 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十七条第三項	
	(五) ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十七条第四項	
	(五の二) 水中ソナー航法装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((三)に掲げるものを除く。)	二十七条第五項	
	(六) ガスタービンエンジンの部分品の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	二十七条第六項	
(16)	関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)	二十八条	